

農地・水・環境保全向上対策（共同活動）の実施状況等について

1 農地・水・環境保全向上対策の実施状況

(1) 活動組織数と協定農用地面積の推移

共同活動は、県内すべての15市町村において689組織で取り組まれている。

平成22年度には26,026ha、対象面積の46%で取り組まれており、平成19年度からは5,266haの増と、着実に増加している。

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
活動組織数（組織）	546	645	677	689
協定農用地面積（ha）①	20,760	24,175	25,660	26,026
農振農用地面積（ha）②	56,582	56,582	56,582	56,539
取り組み率（%）①/②	37	43	45	46

2 実施状況の評価

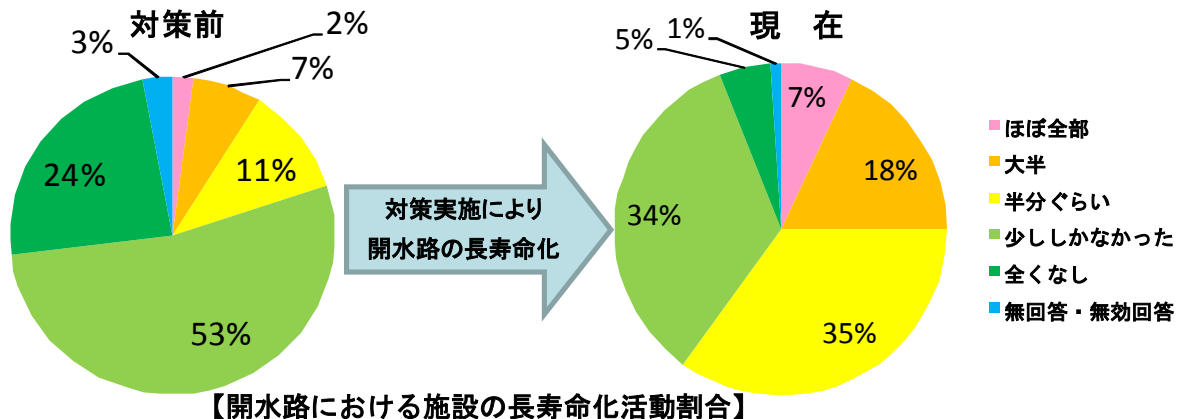
—「中間評価書」国提出（H22年7月）資料より—

(1) 農地・水（生産資源の保全・管理）の視点

○ほとんど全ての活動組織が、共同活動が施設の保全に効果があったと回答。

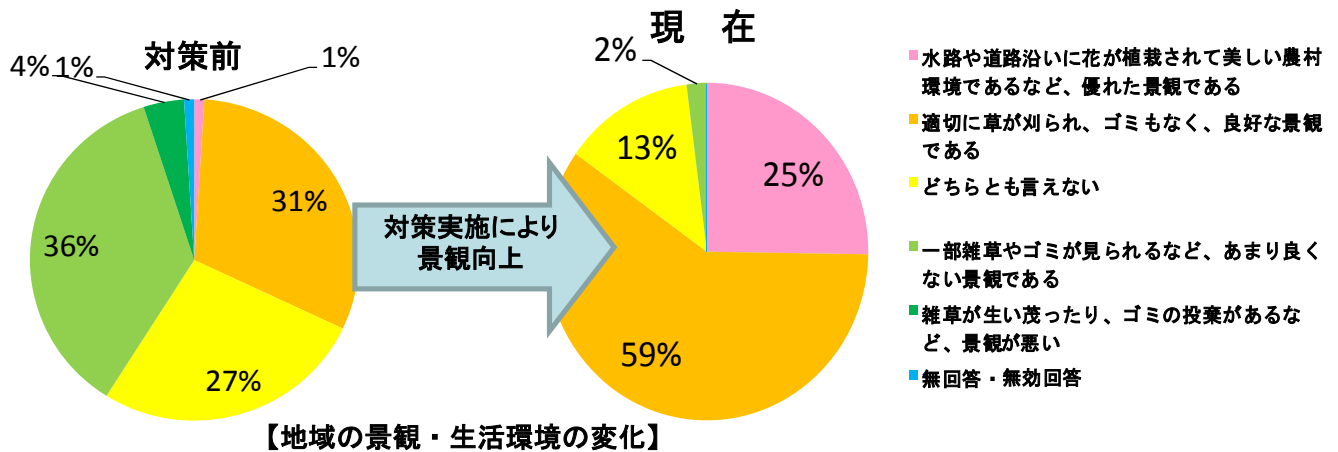
（開水路90%、農道83%の活動組織）

○本対策を契機に、施設の長寿命化に関する活動を実施した活動組織が大幅に増加。（開水路では対策前20%→60%、農道では対策前23%→57%）



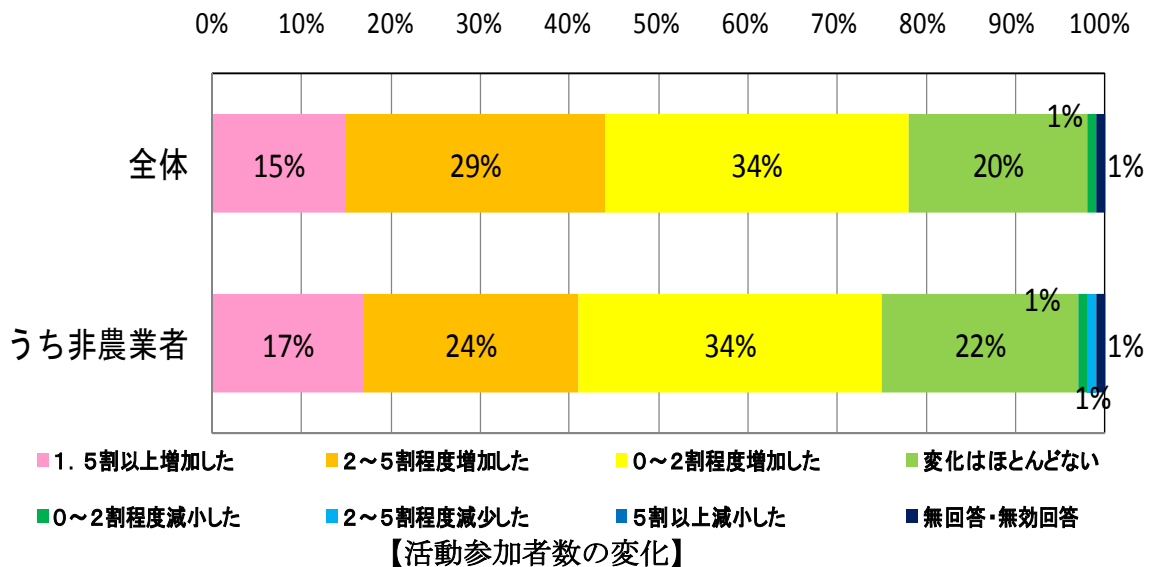
(2) 農村環境（環境資源の保全・管理）の視点

○地域の景観形成については、84%の活動組織において、「適切に草が刈られ、ゴミもなく良好な景観」以上の良好な景観と回答。
 (対策前に比べ52%増。対策前32%→84%)



(3) 地域社会（集落機能活性化）の視点

○共同活動に参加する人数は約8割、子供の参加人数も4割の活動組織で増加したと回答。(子供参加人数…対策前18%→58%)



○農業生産資源・環境資源に対する保全意識は、「地域の資源は自分たちの手でまもらなければならない」とする非農家が約3割の活動組織で向上したと回答。
 ○地域づくりのための話し合いの回数は、約1.4倍に増加し、行事やイベントの回数も増えている。
 ○地域住民のまとまり・信頼感・助け合いが、約7割の活動組織で強くなった。

本対策の実施による効果は、生産資源・環境資源の保全・管理や集落機能の活性化などに現れていると評価される。活動組織及び市町村も強く本対策の継続を要望している。

3 「向上活動支援交付金」の創設について

(1) 向上活動事業のあらまし

項目	概要
制度創設の背景	農業用排水路等の老朽化が進む中、更に地域において、これらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。
支援対象	【向上活動】 追加的な支援を受け、地域共同による農地周りの農業用排水路、農道等の長寿命化のための活動

(2) 向上活動と共同活動の比較表

		共同活動(H19～H23)	⑨ 向上活動 (H23～H27)
概要		・農地周りの水路等の日常管理と簡易な更新	・老朽化が進む水路などの長寿命化のための補修・更新の取組を支援
要件		・共同活動協定を締結していること	・5年間の活動計画が必要 ・左記共同活動又は中山間直払の協定締結地区であること ・集落(活動組織)、市町村、土地改良区等と三者協定を結ぶこと
主な活動内容	水路	草刈り、江ざらい(泥上げ) 目地詰め 破損施設の補修(初期段階) 表面劣化に対するコーティング	水路の新品取替 土水路をコンクリート水路へ改修
	農道	草刈り 砂利の補充 法面の初期補修	法面の改修 アスファルト補修 コンクリート舗装
10a 当り単価		水田4,400円、畑2,800円	水田4,400円、畑2,000円
負担割合		国50%、県25%、市25%	国50%、県25%、市25%
活動主体		協定地区	集落
H23 要求額		249,200千円(H22:249,200千円)	54,000千円(H22: - 千円)

4 平成 23 年度の取り組み方針

(1) 国に対する働きかけ

農地・水保全管理支払交付金の平成 24 年度以降の継続や向上活動支援交付金に対する市町村からの要望が多いことから、予算の拡充について国に働きかける。

(2) 事業実施のための普及啓発

本県の目標である平成 23 年度に 50%達成に向け、事務の簡素化が図られていることや長寿命化の自主施工（施工業者に委託せず、集落で施工する方法）等を普及啓発するとともに、集落リーダー等を対象とした研修会開催や情報提供を実施する。

(3) 向上活動の取り組み体制の確立

集落等が管理している末端の用排水路の多くは建設後相当の年数が経過し、今後更新のピークを迎えることから、従来の全面改修のみならず、部分的な補修等による長寿命化対策が重要になってきており、各地域において、この制度をうまく活用していくことが必要である。

しかし、用排水路等の土地改良施設は、土地改良区の財産である一方、集落には長寿命化対策の自主施工を行う技術力がない場合も多い。

このため、長寿命化の事業実施に当たっては、関係機関が連携し、県は連絡調整の統括を行う。事業が円滑かつ適正に実施されるよう、地域協議会（構成：市町村、農林振興センター、県土連、土地改良区、J A 等）が指導力を発揮して、集落に対して技術的支援を行い、集落と土地改良区等が十分連携した体制を確立する。

また、規模の小さい土地改良区にあっては、県土連と連携して集落に対して技術支援するものとする。